

定期購入トラブルに注意ください!!

令和4年6月1日施行の特定商取引法改正により、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、契約を取り消すことができるようになりました。

こんなトラブル事例があります

**事例①：「お試し実質無料！」
「初回限定〇%オフ」**

動画サイト上の広告から、ダイエットサプリメントをお試し特別価格で1回限りのつもりで注文したが、実際には複数回購入することが条件の定期購入契約だった・・・

▼化粧品や健康食品などのウェブ広告を見て「初回注文だけで」との気持ちで商品をお得に注文したつもりでも、実際には複数回の商品購入が条件となる「定期購入契約」を結んでしまっていた事例が急増しています。

事例②：「いつでも解約できます！」

特別価格での購入締切のカウントダウン表示に焦って注文したら、5回目までは解約不可な定期購入契約になっており、解約を断られてしまった・・・

▼いつでも解約できるという広告を見て「解約保証があれば安心」との考えで注文したが、いざ解約をしようとするのと連絡が取れないケースや、追加支払を求められる事例もあります。

購入時に確認するポイント

✓1回限りの購入ですか？

「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などの表示があれば、2回目以降も届きます。よく確認しましょう。

✓2回目からはいくらですか？

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。支払うことになる総額を確認しましょう。

✓解約の方法は？

1回限りで・簡単に・無料で解約が可能か、併せて解約手段も確認しましょう。

▼以上3つの内容については、改正特定商取引法により、最終

確認画面で明確に表示しなければなりません。契約内容が分かりづらい通販サイトの利用時には入念に確認しましょう。また、トラブル回避のため、最終確認画面のスクリーンショットを必ず残すようにしましょう。

対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

●首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や商品の売買契約時に発生したトラブル（消費者トラブル）に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。

これから地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会を目指して継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和5年2月1日

郡上市長 日置 敏明

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

- ▼開催日時…2月11日（土）午後1時～午後4時
- ▼場所…岐阜県県民生活相談センター（岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階）
- ▼相談対応…弁護士、司法書士等
- ▼相談方法…面接相談（相談時間は1人30分で、2日前までに電話予約が必要です）
- ▼予約・電話相談は、岐阜県県民生活相談センターへ
☎058-277-1003 受付 午前8時30分～午後5時（月～金） 午前9時～午後5時（土）

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください!※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年未年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：郡上市役所 土曜日：午前9時～午後5時：岐阜県県民生活相談センター 日曜祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～4時 ※祝日・年未年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時（電話のみ） ※祝日・年未年始を除く
可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ※祝日・年未年始を除く